塩見まきこ市議会 newsletter 2024 年秋号 塩見まきこ市議会 newsletter 2024 年秋号

ハラスメント防止条例は再び"議会預かり"に



"粗"のある条例を通すべきではないという良識を示した議会

9 月定例会

6月定例会で議案第 15 号「生駒市ハラスメントの防止等に関する条例」が取下げら れた後、市長はハラスメントに関する職員アンケートを行い、9 月定例会に議案第 56 号「生駒市の市長等、議員及び職員のハラスメントの防止等に関する条例」を提出さ れました。

しかし、9月12日に開催された企画総務委員会では、議案第56条には議員がハラス メントを受けた場合の相談対応についての規定も盛り込まれたものの、条例施行日の 10 月 1 日までに具体的な対応のしくみを議会で用意するのは無理であること、また企 画総務委員会では「ハラスメント事案の適切な対応について」調査中であることか ら、継続審査の動議が提出され可決。9月30日の本会議では1票差で継続審査が可決 しました。

議会の対応を「事前相談なく」規定

職員や特別職(市長、副市長、教育 長)、議員を対象に市が行ったアンケー トでは、特別職、議員がハラスメント行 為をしているという回答がそれぞれ 31 件、6件あり、逆に特別職や議員がハラ スメントを受けているのを見たり相談を 受けたりしたという回答がそれぞれ 1 件 ずつありました。

アンケート結果を受けて議案第56号で は、市長等*や議員によるハラスメント 行為が認定された場合の氏名公表の規定 や、逆に市長等や議員が被害を受けた場 合の相談対応についての規定が盛り込ま れました。

議会対応の必要性は認めますが、その 対応は全議員で考える必要があります。 企画総務委員会では、議会運営に関する ことを議会に相談もなく規定したことに ついての委員から疑義が呈されました が、それに対して山本副市長は「複数の 議員に意見を聞かせてもらった」と答 弁。一部の議員にだけ情報を流し、意見 を聞く市の姿勢はフェアではありませ

※「市長等」には市長のほか、副市長、教育 長、行政委員会や附属機関の委員が含まれま

全国初!?市長が被害対象になる規定

「市長等」の中でも任命権者として絶 大な権力を持つ市長を一般の職員と同様 にハラスメント被害の保護対象とするこ とにも強い抵抗感があります。執行機関 において、そのトップである市長がハラ スメント被害を受けることは考えにく く、また市長は批判されて当然の立場に ありますが、制度を濫用して議員からの 正当な批判を誹謗中傷、ハラスメントと 取扱うと、議員を萎縮させ、その発言を けん制することになりかねないからで す。(前兵庫県知事が、元職員からの公 益通報を「誹謗中傷」と取扱ったことは 周知のとおりです。)憲法が保障する表 現の自由を妨げかねず、同様にハラスメ ント防止条例を制定する自治体で、市長 が被害者となる規定を設ける例がないの もうなずけます。

きちんと解決に導けるしくみに

職員アンケートで、ハラスメントを受 けても何もしなかった理由として最も多 かった回答は「相談しても解決しないと 思ったから」です。被害者が申立てで不 利益を受ける心配がなく、適正に対処さ れるしくみにしなければなりません。

議案第56号の第15号からの主な変更点 (亦再郊公は書字で主記)

議未第 30 号の第 13 号からの主体変更点 (変更部分は同子で表記)				
	議案第 15 号		議案第 56 号	
条例の適用範囲	行為者	被害者	行為者	被害者
	市長等※		市長等※	市長等※
	議員	職員	議員	議員
	職員		職員	職員
諮問機関への諮問 事項	ハラスメント審査委員会		ハラスメント認定・対策委員会	
	ハラスメントの認定		ハラスメントの認定	
			ハラスメントの防止	
議員からの相談へ の対応	無		相談対応のための体制整備、認定調	
			査と解決への対応の規定	
行為者への対応措 置	無		市長等*、議員は氏名の公表	
			職員は地方公務員法に基づく懲戒処	
			分等	

■ハラスメント防止条例の審査の経緯

○令和6年3月5日 市長が議案第15号「生 駒市ハラスメント防止に関する条例」を提出

○令和 6 年 3 月 14 日 総務市民委員会(現・ 企画総務委員会)で審査。継続審査の動議が 可決。

○令和 6 年 3 月 22 日 本会議で継続審査が

◆議案第 15 号の継続審査についての採決結 果(吉村議長は採決に加わらず。敬称略。)

福中・白本・片山・改正・森・橋本 (以上 凛翔絆)、浜田・竹内(以上 賛成 日本共産党)、梶井・辰巳・芦谷(以 上 日本維新の会)、伊木・神山・加 藤・中嶋・中尾・高杉・塩見(以上 無会派)

恵比須・成田・山下(以上 生駒市議 会公明党)

○令和 6 年 5 月 17 日 企画総務員会当日朝 に市長が議長に議案第15号撤回の申入れ

○令和6年6月5日 市長、議案第15号の撤 回請求

○令和6年6月7日 議案第15号の撤回が承 認される

◆議案第 15 号の撤回についての採決結果 (吉村議長は採決に加わらず。敬称略。)

改正(凛翔絆)、浜田・竹内(以上 日本共産党)、辰巳・芦谷(以上、日 本維新の会)、神山・中尾・塩見(以 上 無所属の会)、高杉(無会派)

福中・白本・片山・森・橋本(以上凛 翔絆)、恵比須・成田・山下(以上 生駒市議会公明党)、梶井(日本維新 の会)、中嶋(無所属の会)、伊木・加 藤(以上 無会派)

○令和6年9月2日 市長が議案第56号「生 駒市の市長等、議員及び職員のハラスメント 防止に関する条例」を提出

○令和6年9月12日 企画総務委員会で審 査。継続審査の動議が可決。

○令和6年3月22日 本会議で継続審査が 可決

◆議案第 56 号の継続審査についての採決結 果(吉村議長は採決に加わらず。敬称略。)

福中(凛翔絆)、浜田・竹内(以上 日本共産党)、梶井・辰巳・芦谷(以 上 日本維新の会)、神山・中尾・塩 見(以上 無所属の会)、伊木・高杉 (以上 無会派)

白本・片山・改正・森・橋本(以上 凛翔絆)、恵比須・成田・山下(以上 生駒市議会公明党)、中嶋 (無所属の 会)、加藤(無会派)

不当要求行為の認定における恣意性の排除を



03

「パブリックコメントをとるべき」と、法令遵守推進条例の改正条例は"いったん"否決

6 月定例会において市長は職員に対するカスタマーハラスメント(カスハラ)も含 めたアンケートを実施してハラスメント防止条例を再検討したいと議案を取下げまし たが、カスハラについてはハラスメント防止条例ではなく、法令遵守推進条例を改正 することで対応するとして、同条例の改正条例案が9月定例会に提出されました。

線引きが難しい「不当」性

改正条例案では「何人も、職員に対し て不当要求行為をしてはならない。」と の条文が加わっています。当たり前のこ とですが、ただ、不当要求行為には法に よる基準はなく、どのラインからが不当 要求に該当するかの判断は難しく、場合 によっては市民の正当な要求を拒絶し、 市民の不利益になる懸念もあります。

「生駒市パブリックコメント手続条 例」では「市民等に義務を課し、又はそ の権利を制限する条例」を制定する場 合、事前にパブリックコメントをとる必 要がありますが、それを実施していない ことから企画総務委員会は否決。本会議 でも否決となりました。

不当要求行為の認定に恣意性が残る

一方、不当要求行為の認定は、右図の ような流れで行われていますが、職員が 不当要求行為に当たると判断して要望等 記録に記録しても、市長、教育長、副市

長、部長らで構成される法令遵守対策会 議で不当要求行為に該当しないとされれ ば揉み消しにすることも可能で、実際令 和2年度にそのような取扱いをされたこ とについて公益通報もありました。

改正条例案でも、不当要求行為に該当 すると判断されたかどうかの判断を外部 有識者で構成される法令遵守委員会に諮 問するかどうかは義務ではないため、そ の認定には依然として恣意性が残ってお り、問題です。

◆法令遵守推進条例の改正条例についての 採決結果

(吉村議長は採決に加わらず。敬称略。)

白本・片山・森・橋本(以上 凛 翔絆)、恵比須・成田・山下(以上 生駒市議会公明党)、中嶋(無所属 の会)、加藤(無会派)

福中・改正(以上 凛翔絆)、浜 田・竹内(以上 日本共産党)、辰 巳・芦谷・梶井(以上 日本維新 の会)、神山・中尾・塩見(以上 無所属の会)、伊木・高杉(以上 無会派)

■不当要求行為と認定されるまでの流れ



暴力や威圧的な言動 で要望等が行われる

法令等に反すること や公正な職務を妨げ ることを要求される



要望等の記録

所属長経由で 部長に提出



法令遵守対策会議 で判断できないと



法令遵守委員会 (外部有識者会議)



法令遵守対策会議 (内部会議)で対応 方針、措置の検討

実効性のある公益通報制度に

9月議会 一般質問①

兵庫県をはじめ全国各地の公的機関で内外に公益目的で通報をした 職員に対する不利益処分が続いています。生駒市でも昨年、ハラスメ ント調査委員会の事務局の公平性が疑われる音声が議員に送られ、そ れを知った小紫市長は公益性の有無を判断することなく即刻警察に捜 査依頼をし、文字通り「犯人捜し」をしています。このような対応 は、行政の誤りを正そうという心ある職員らを萎縮させ、制度を形骸 化させます。

生駒市では内部通報に関しては公益通報の外部窓口を設置している にもかかわらず、通報件数はわずかです。(塩見のところに届く通報 数からすれば実態はもっと多いはずです。) 令和4年6月に公益通報保 護法が改正され、消費者庁の改正ガイドラインでも通報事実の概要、 調査結果、講じられた措置とそれに対する対応を公表すること、また 実名通報と匿名通報で同等に扱うことが推奨されています。公益通報 制度が「特別なもの」でなくなり、不利益処分を受けるかもしれない という通報者の心理的負担を軽減させるしくみが必要で、ガイドライ ンに沿った内容に条例改正するよう求め、これに対して小紫市長も対 応を考えると答弁されました。

地方自治法改正による影響は

9月議会 一般質問②

今年6月に改正された地方自治法では、地域の多様な主 体の連携及び協働を推進するとして、市町村長が「地域 住民の生活サービスの提供に資する活動を行う団体」を 「指定地域共同活動団体」として指定すれば、その団体 に対して行政財産を永続的に貸付けしたり、関連事務も 随意契約で委託したりできるようになりました。

指定要件は条例で定めることになりますが、法的には 地域的な共同活動を行う団体で市域内に住所を有する者 を主な構成員としていればよく、指定にあたってその公 平性や恣意性を排除できるのかが懸念され、指定につい ての市の考えを問いました。

市は、すでにまちづくりの最高規 範として自治基本条例を制定し、市 民自治活動の支援についても一定の 環境整備がなされているので、直ち に条例制定の必要は感じていないと 答弁。ひとまず安堵しました。

